

機関との間に「営利目的」で介在する機関があることは、国際貢献を目的とした研修生の受入れという制度の趣旨に反するものであり、認められません。

なお、第一次受入れ機関であっても、第二次受入れ機関と研修生との間に入って、交渉や話し合いを取り持つ行為は「あっせん」に当たり、この「あっせん」が「営利目的」で行われた場合は、基準省令に適合しないこととなります。

例えば、第一次受入れ機関が組合員の企業に対し、研修生を仲介する際に実費を上回る仲介料を徴収し、自己の利益を図るような場合です。

3 適正な入国・在留のための留意点

上記「在留資格該当性」、「基準適合性」を満たしている場合に、初めて、研修生を受け入れることができます。受け入れた後も、受入れ機関、送出し機関、研修生がお互い協力し合って適正な内容の研修を行うことが必要です。

ここでは、基準省令の特例を定める告示（以下、「研修告示」といいます。）による基準の緩和を受け、商工会や中小企業団体等の団体が研修を監理することにより研修生の受入れを行う場合（団体監理型の研修）の商工会や中小企業団体などを「第一次受入れ機関」、その第一次受入れ機関の下で主に実務研修を行う企業等を「第二次受入れ機関」とし、研修生を派遣する海外の機関を「送出し機関」として説明します。また、企業が直接研修生を受け入れる場合（企業単独型の研修）は、「第二次受入れ機関」についての説明に従ってください。

(1) 第一次受入れ機関の役割

① 「監理」の在り方

研修告示上、第一次受入れ機関は当該研修を「監理すること」が要件とされています。

研修告示は、海外企業との資本関係や取引関係を有しないため、直接研修生を受け入れることができない中小の企業等について、研修生を受け入れることによる国際貢献の途を開くために、基準省令の例外による受入れを認めたものであり、商工会、中小企業団体等